

**令和 2 年度第 2 回瑞穂町個人情報保護審査会
会議録**

| | | |
|-------|--|---------------------|
| 日 時 | 令和 2 年 1 1 月 1 9 日（木） 午後 2 時 2 6 分から午後 3 時 2 0 分まで | |
| 場 所 | 瑞穂町役場庁舎 3 階 会議室 3 - 1 | |
| 出席 | 審査会委員 | 臼井治夫 田中信雄 平山敬夫 町田和美 |
| | 事 務 局 | 小作正人 福島 聡 伊丹温徳 |
| 欠席 | 審査会委員 | なし |
| 除斥 | 審査会委員 | 小川幸三 |
| 会議の要旨 | <p>1 開会 総務課長</p> <p>2 会長挨拶 町田会長挨拶</p> <p>3 議事録署名委員の指名 田中委員を指名</p> <p>4 議事</p> <p>(1) 議題</p> <p style="padding-left: 2em;">瑞穂町長が行った自己情報非開示決定処分（令和 2 年 7 月 1 3 日付け瑞企総収第 9 号の 2）に対する審査請求について（諮問）</p> <p>(2) 書面審理</p> <p style="padding-left: 2em;">令和 2 年 6 月 3 0 日付けで受理した自己情報の開示請求に対して、瑞穂町個人情報保護条例（以下「条例」といいます。）第 1 3 条に規定する「保有個人情報の開示を請求できる者」に当たらないことを理由に、条例第 1 5 条第 1 項の規定により開示しないことと決定したことに対する審査請求について書面審理を行いました。</p> <p style="padding-left: 2em;">その要旨は、次のとおりです。</p> <p>① 事務の手引 1 0 ページには「第 1 趣旨」に「本条は、・・・条例の解釈指針となるものである。」とあるが、条例の目的の趣旨に照らせば反論書に記載の主張は当たらないのではないか。</p> | |

- ② 死者の個人情報に関する開示の取扱いについては、自治体でも様々な解釈があるようである。例えば、条例や規則で認めている自治体、瑞穂町と同じ取扱いをしている自治体、情報提供として取り扱っている自治体もある。なお、瑞穂町の運用基準は東京都と同じようである。
- ③ 運用は、自治体ごとの裁量で決定する部分でもある。国のガイドラインや近隣自治体の運用も様々であり、現在の条例の規定上開示はできないが運用上の救済手段として情報提供するなど、もっと弾力的に扱っても良いのではないかと思う。審査請求人は相続人であり全くの第三者ではないので、社会通念に照らして考慮すべきこともあるのではないか。
- ④ 反論書に記載の「原則として開示し、瑞穂町個人情報保護条例17条に該当する場合、例外的に開示しないという取り扱う運用をする必要がある」という主張も理解できなくもない。
- ⑤ 代理人として弁護士に依頼をしているということは、訴訟が関係していることも推測される。そのような場合、例えば裁判所や弁護士会を通じた町に対する文書提出の依頼があり、それに応じて提供することもあり得るのではないか。
- ⑥ 行政が判断するのであるから裏付けがなければならぬが、本件についていえば条例に規定がない以上手引に記載されている基準により町として対応するしかないのではないか。
- ⑦ 平成31年にあった最高裁判決では、情報の内容と個人との関係を個別に検討して判断すべきとする解釈基準が示されているようである。

5 結論

広く開示を認めること、つまり条例の解釈の幅を拡

げること、客観的に見て死者の個人情報に対する取扱いが広がり過ぎてしまうのではないかが懸念されます。一方、町の決定どおり開示しないこととした場合、親が亡くなっても開示しないということが社会通念に照らし適当なのかということがあります。

この審理の前に行った実施機関に対する質疑応答において、実施機関から再弁明の申出があったので、その主張とそれに対する審査請求人からの反論があった場合の主張を見て判断すべきであり、結論は、次回以降に持ち越すものとします。

6 閉会 町田会長

議事録署名委員 _____